

情報公開制度と個人情報の取扱状況

図総務課 ☎52-2112 山形総合支所ふるさと振興課 ☎72-2125

開かれた市政を

情報公開制度は、公正で開かれた市政を進めるため、市が保有する文書や図面、写真などを皆さんの請求に応じて公開する制度です。制度の内容や、情報の公開請求方法などはお問い合わせください。

▼情報の開示請求件数（実施機関別）：計27件

- ①市長：19件
- ②教育委員会：6件
- ③水道事業管理者の権限を行う市長：2件

▼情報の開示請求に対する決定の状況：計28件

- ①開示：15件
 - ②部分開示：7件
 - ③不存在：5件
 - ④請求取り下げ：1件
- ※請求件数の合計と決定状況の合計が一致しないのは、1件で複数の請求と決定があったためです

適正に管理保護

市は、個人情報保護条例を制定し、個人情報の収集内容や、請求によって開示する内



容などに基準を設け、皆さんの個人情報の適正な管理・保護に努めています。

▼個人情報の開示請求件数：計373件

- ①市長：265件
- ②議会：5件
- ③教育委員会：86件
- ④選挙管理委員会：4件
- ⑤監査委員：6件
- ⑥農業委員会：2件
- ⑦固定資産評価審査委員会：2件
- ⑧水道事業管理者の権限を行う市長：3件

▼個人情報の開示請求件数：7件（すべて口頭で請求）

- ①年金手帳
- ②印鑑（本人の場合不要）
- ③学生納付特例の申請は次のものも必要：学生証の写しまたは在学証明書
- ④失業特例の申請は次のものも必要：雇用保険受給資格者証または離職票など（失業年度を含む2年度有効）

平成21年度の保険料の免除は、7月30日（金）まで申請することができ、また免除された保険料は、10年以内であれば追納（後払い）ができます。

年金の免除申請は7月から

図市民課 ☎52-2118

免除期間や対象

7月1日から、平成22年度の国民年金保険料の免除申請を市民課（市役所1階）で受け付けます。

保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用ください。

▼免除対象期間

※学生免除期間は本年4月～平成23年3月分

▼免除対象者：次のいずれかに該当する方

- ①前年の所得が一定以下の方：本人、配偶者、世帯主の所得で判定されます
- ②失業や天災などの理由により保険料を納めることが困難な方：本人の所得を0円とし、配偶者、世帯主の所得によって判定します

21年度分は7月中

平成21年度の保険料の免除は、7月30日（金）まで申請することができ、また免除された保険料は、10年以内であれば追納（後払い）ができます。

免除該当となった期間の取り扱いについては、市民課までお問い合わせください。

ひきこもりの悩み、相談ください

図久慈保健所 ☎53-4987

回復への第一歩

働きたいけど、不安で外に出られない。引きこもり生活から抜け出したいけど、どうしたらいいかわからない。このような悩みを抱えている方はいらっしやいませんか。

「ひきこもり」の原因はさまざまです。心の病気が影響している場合もあれば、はっきりと理由が分からない場合もあります。

久慈保健所などでは、ひきこもりに関する相談を受け付けています。もちろん秘密は厳守します。

大切なのは、一人で悩まなごを抱え込まずに、相談をすることです。早めの相談が回復への第一歩。まずは気軽にお問い合わせください。

あります相談先

▼久慈保健所
平日の9時～17時まで、保健師が無料で相談を受け付けています。
☎53-4987

▼心の相談室「空」
相談をはじめ家庭訪問なども行います。相談などは有料

で、事前に予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼久慈地区子どもセンター
無料で相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

▼集まりませんか
久慈保健所では、ひきこもりの方の小さな集まり「フリースペース」を開設しています。

ひきこもりでお悩みの方や、ご家族の方、お茶を飲んだりしながら、ほっと一息ついたりしてみませんか。ゆったりとした時間を過ごしなが、社会参加に向けた力を育みます。

- ▼期日：毎月第3木曜日
- ▼時間：14時～16時
- ▼会場：合同庁舎2階・久慈保健所ダイケア室
- ▼申し込み：事前に電話でお申し込みください
☎53-4987

国保の手続き忘れずに

図市民課 ☎52-2118

退職したら加入

退職などで、社会保険（被用者保険）等を脱退された場合は、国民健康保険への加入手続きが必要です。

事業所から交付される資格喪失証明書を持参のうえ、手続きをお願いします。

また、就職などで新たに社会保険などに加入された場合は、国保の脱退手続きが必要です。新旧2つの保険証を持参のうえ、手続きをお願いします。

申請で医療費支給

多額の医療費を負担した場合、申請によって医療費の支給が受けられる「高額療養費制度」があります。これは支払う医療費を一定額以下にと

どめる目的で支給される制度です。

申請する際に必要ですので医療機関からの領収書は大切に保管してください。

▼対象になる場合：国保に加入する方が1カ月に負担した医療費が、定められた額（自己負担限度額）を超えた場合

入院には認定証

入院をすることになった際は、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

この認定証を医療機関に提示することで、窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は、住民税非課税世帯のみが交付対象となります

非常勤職員を募集します

- ①訪問入浴介護 1人
▶受験資格…昭和25年4月2日以降生まれで、看護師または准看護師の資格と経験を有する方
 - ②居宅介護支援、介護予防支援 各1人
▶受験資格…昭和25年4月2日以降生まれで、保健師、経験のある看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する方
- ※①②ともに普通自動車運転免許が必要です
- ▶試験日時・会場…受験者に後日通知します
- ▶申込用紙…申込用紙は地域包括支援センターで交付。郵便で請求する場合は封筒の表に「非常勤職員試験申込書請求」と朱書きし、あて先と郵便番号を明記の上、120円切手を張った返信用封筒も同封ください
- ▶申込期限…7月20日（火）
※郵便は当日の消印有効
- 地域包括支援センター
〒028-0014 久慈市旭町
8-100-1（元気の泉内）
☎61-1557



寄贈図書。好評貸出中!

4月28日に岩手県建築士会久慈支部（生平浩一支部長）、5月19日に国際ソロプチミスト久慈（佐々木ノリ子会長）から、それぞれ5万円相当の図書が寄贈されました。寄贈されたインテリアやリフォーム、動物などの図書50冊は、市立図書館で好評貸出中。皆さんどうぞご利用ください。